

## 佐久穂町台風 19 号災害被害森林整備事業補助金について

◆佐久穂町では、台風 19 号災害で被災し荒廃した「私有林」の整備事業（倒木、危険木の除去、整地等）に対して、応急的に森林整備を実施する方に、補助金を予算の範囲内で交付いたします。

申請から補助金交付までの手続きは以下のとおりです。補助金をご活用いただき、林地整理（危険木の整理等・緑化作業）を行い、さらなる被害軽減、増破防止にご協力をお願いします。

（森林環境譲与税活用事業）

### 1. 補助対象者

台風 19 号豪雨災害で被災した山林を所有する者、又は管理している個人及び団体等（地区集落単位、共有林組合、管理組織等）

### 2. 対象事業

森林法第 5 条に定める森林内（私有林）及び、町長が二次被害を未然に防止するため整備が必要と認める林地内の倒木・危険木整理（搬出含む）及び整地、緑化のための植栽作業等畑地等が山林化した場所は対象外

### 3. 補助対象事業費及び補助金額

1 事業地（1 所有者毎）の施業に対する経費の 10 分の 9 以内の額（千円未満は切捨て）とし、同一年度 1 回限り

### 4. 申請及び相談

希望する方は実施前に、役場産業振興課林務係に相談の上、町内の林業事業体（下記一覧表）に相談し、見積書を取得し申請してください。  
（現地確認の上、施業方法などをご相談して下さい）

◆詳細は、「佐久穂町台風 19 号災害被害森林整備事業補助金要綱」をご確認ください。（<http://www.town.sakuho.nagano.jp>）

## 交付申請から補助金受領までの流れ

◆申請様式、要綱は、佐久穂町公式ホームページからもダウンロードできます。また、役場産業振興課林務係に備え付けておりますのでご利用ください。申請の流れは①～③のとおりです。

① 補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。（添付書類は以下のとおり）

1. 実施個所の位置図（手書きでも可、住宅地図へ図示したもので可）
2. 実施個所の被害現況写真（倒木他、荒廃した林地（崩れ、洗堀等が分かる写真）
3. 見積書（事業費が分かるもの）、下記の町内事業者から2者以上の見積りをお願いします。
4. 所有者以外の個人・団体等（地区集落単位、共有林組合、管理組織）で申請する場合は、土地所有者からの同意書（任意様式）を添付してください。

② 審査後、交付決定通知書を郵送しますので、事業を開始してください。

③ 完了後、事業実績報告書（様式第2号、様式2号の2）を提出してください

1. 事業実施時の作業状況写真、実施後の現地写真、処理状況写真
2. 補助対象事業費にかかる領収書の写し及び内訳書等
3. その他町長が必要と認める書類

④ 審査後、補助金の確定通知を郵送しますので、確定した補助金額を記載の上、補助金請求書（様式別途・振込先明記）を提出してください。

◆ご不明な点は、佐久穂町役場産業振興課林務係

**TEL0267-88-2529** までお問い合わせください。

※令和2年6月11日施行の「佐久穂町台風19号災害被害森林整備事業補助金」を希望する方は、下記の町内林業事業体に相談してください。

◆町内業者一覧

事業者名	住所	電話	f a x 番号
株式会社 吉本	佐久穂町平林 121	86-4305	86-5544
南佐久北部森林組合	佐久穂町海瀬 2766-3	86-4202	86-4230
有限会社 カネホ木材	佐久穂町海瀬 6398	86-3000	86-5364
株式会社 フォレステージ	佐久穂町畑 5958-1	88-2448	88-2448